平成２５年（フ）第３３号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1516番地１
債務者　白石　史江
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１３６８号
千葉県市川市行徳駅前４丁目１番21号　第三青山ハイツＤ号
債務者　中村八重子
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３８７号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目４番４―510号
債務者　菅原　　弘
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４３３号
千葉県市原市五井1580番地１　セブンハイツA102
債務者　中澤　善雅
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５０号
千葉県船橋市田喜野井５丁目７番９号
債務者　北村　信彦
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２号
千葉県香取郡東庄町夏目1035番地、住民票上の住所茨城県神栖市柳川4103番地11
債務者　石井慎太郎
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第３号
石川県七尾市石崎町香島３丁目76番地　七尾定住促進住宅１号棟301号、従前の住所石川県七尾市本府中町ヨ部13番地３
債務者　滝　多津子
１　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第７６号
愛知県大府市共栄町３丁目８番地の８
債務者　青木　良文
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６３号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘１棟1319号
債務者　加藤　浩之
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３８号
愛知県北名古屋市熊之庄八幡166番地
債務者　とだ水産こと　戸田　一成
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６号
岡山県倉敷市玉島乙島7212番地10
債務者　中村　俊明
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
札幌市北区北40条西５丁目１番41号　ＫＣＣサンクチャリー304号
債務者　八巻　陵子
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８２号
札幌市中央区南９条西１丁目１番28―307号
債務者　大屋　　毅
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０３号
札幌市厚別区厚別南２丁目20番28―202号
債務者　岩田　翔太
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１８号
札幌市北区北11条西４丁目２番21―502号
債務者　大平　　茂
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３２号
札幌市北区拓北６条１丁目８番15号
債務者　菅原　一樹（旧姓廣谷）
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３９号
札幌市白石区東札幌３条４丁目５番30―208号
債務者　大國　　恵（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４５号
札幌市西区八軒８条東１丁目１番21号
債務者　佐藤　和子
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部